

令和元年度第1回 新宿区労働報酬等審議会 議事概要

開催日時 開催場所	令和元年11月 5日(火) 午後1時から 新宿区役所本庁舎4階 401会議室(入札室)
出席委員	六田文秀 会長 石川光子 副会長 角谷美樹 委員 清水英世 委員 中臺浩正 委員 八木信男 委員
次 第	1 開 会 2 委員委嘱 3 区長挨拶 4 自己紹介 5 会長及び副会長の選出 6 諮 問 7 議 事 8 閉 会
会長及び 副会長の選出	➤ 委員の互選により、六田委員を会長に、石川委員を副会長に選出
諮 問	➤ 令和2年度労働報酬下限額の設定について、区長から会長へ諮問
議 事	<p>➤ 令和2年度労働報酬下限額の設定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 資料に沿って条例制定にいたるまでの取組み、条例の概要及び諮問事項の説明(契約管財課長) <p>➤ 質疑応答</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 区が発注している工事の不調割合はどのくらいか。(委員) ● 影響は不明だが、直近でいえば13件程度あります。(契約管財課長) ● 区役所が発注するときは歩掛で人工を出すと思われるが、人工×東京都公共工事設計労務単価という算定基準でよろしいか。(委員) ● そのとおりです。(契約管財課長) ● 何日間働くという話が当然出てくる。1か月21日なのか20日なのか、週休2日なのか週休1日なのかで日数が変わり、働かれている方々に支払う金額が下がったり上がったりすると思うが、何日間を工期として設定するかにより、単価が増減すると思われる。働き方改革等がある中でもそのあたり設定が難しいと思われたので質問した。(委員) ● (私たちは)短時間勤務の方や、分単位勤務の方もおり、総労働時間で計算

議 事	<p>して調整している。短時間なら毎日短時間で、8時間なら月4日で調整している。(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日給月給、完全月給等、色々な就業形態があり、条例は日給月給の時の話だと思うので、そここのところの線引きをしっかりとしないといけない。今は運転手さんなど、時給で働かれています方が多くなっているので、8時間換算でこれだけ(労働報酬下限額)になるのかどうかしっかりと考えて決めないといけない。(委員) ● 手引きのP10、11で8時間勤務時の賃金に換算するように案内している。(契約管財課長) ● 未熟練工の割合をどれくらいまで認めるかという基準を設ける予定はあるか。多摩市では2割と定めているが。(委員) ● 多摩市等の議事録等を確認したところ、地域差があり絶対値がないことがわかった。私たちとしては70%をスタートラインとして提示させていただいて、今後の状況を見極めていきたい。(契約管財課長) ● 足立区が77%で突出しているが(委員長) ● 議事録を見る限り、委員の意見のあいだをとられているようなところがある。また、(軽作業員の労務単価を)割り返して1万円となる数値が77%であった。(契約管財課長) ● 資料のとおり、70%というラインで一旦進めてみてはどうか。今の状態ではどれが正しいのか判断が難しく、他区と比較してもそれほど差も大きくない。(副会長) ● 先ほどの不調の割合については31年度で9%、30年度は年間通して14%でした。(契約管財課長) ● 特徴的にどの業種が高いなどあるのか(委員) ● 金額1千万円未満が多い、主な業種はない。発注時期なども影響していると思われる。(契約管財課長) ● 今日のところは、このあたりで審議を終了します。本日配布された資料3をご覧ください、提示されている考え方について、ご意見があれば11月27日までにいただき、次回審議会としての結論が出せるようにしていきたい。(会長)
そ の 他	<p>▶ 今後のスケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 11月27日までに本日の諮問に対しての、質問・意見の受付 ● 12月13日第2回新宿区労働報酬等審議会において答申文を決定